

## プール学院大学短期大学部留学助成金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部（以下「本学」という。）学生国際交流規程第9条の2第2項の規程に基づき、本学から外国の大学、又は短期大学に派遣される学生に支給する留学助成金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給額)

第2条 支給額は、本学の各期授業料の範囲内とする。

(支給期間)

第3条 支給期間は半年以内とする。

(申請方法)

第4条 助成金を希望する者は、次の書類を学長に提出する。

- (1) 所定の申請書
- (2) 留学又は留学期間延長を希望する理由、及び留学先での学習計画を記した留学計画書

(審査方法)

第5条 助成金に関する審査は、本人の学業成績、人物及び留学計画に基づいて地域・国際委員会で行う。なお、本助成金は、入学特別奨励金・入学奨励金・スカラシップ・特待生型の入学選考時に決定した授業料等の免除、学生活動助成金を除くプール学院大学短期大学部が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用しない。

(支給基準)

第6条 支給のための学業成績等の基準については、細則を別に定める。

(支給決定)

第7条 助成金の支給の可否は、地域・国際委員会の議を経て、学長が決定する。

(返還義務)

第8条 次の各号の一に該当する者は、助成金の全額返還を求めるものとする。

- (1) プール学院大学短期大学部学生国際交流規程第10条に該当し、履修許可の取り消し対象となった者
- (2) 帰国後、本学において修学する意志、又は、成業の見込みがないと認められる者

(事務)

第9条 留学助成金に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日施行

この規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。